

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

### 役員だけの慰安旅行費用

**Q** : 当社は、今期、業績が良かったので、決算が終わった後に役員だけで1泊の慰安旅行をする予定です。

ところで、この旅行費用については、どのような取扱いになるのでしょうか。

**A** : 役員に対する賞与となります。

#### 【解説】

慰安旅行がおおむね全従業員を対象に企図するもので、社会通念上一般に行われている程度のものであれば、福利厚生費として取り扱われますが、ご質問の場合は、はなから役員だけを対象とする慰安旅行ですから、これには該当しません。

一方、その慰安旅行が業務の遂行上必要なものと認められる場合には、交際費として取り扱われることとなります。役員が業務の遂行上の必要から得意先等に同伴して旅行するような場合は交際費に該当しますが、ご質問のような役員の慰安を目的とする旅行の場合は、業務遂行上必要とは認め難く、交際費にも該当しないこととなります。

そこでこのような費用は、役員に対して経済的利益を与えたことになり、役員に対する給与として取り扱われることとなります。

役員給与となりますと、賞与として損金不算入になるほか、所得税の源泉徴収も必要となりますので、注意してください。

